

令和2年（フ）第3841号

破産者 弁護士法人東京ミネルヴァ法律事務所

令和2年（フ）第3901号

破産者 川島 浩

東京地方裁判所 民事第20部合議係 御中

令和5年10月25日

## 第7回債権者集会報告書

破産管財人 弁護士 岩崎 晃

当職が破産管財人を務める標記破産事件における、令和5年3月1日に開催された第6回債権者集会以降の破産管財業務について以下のとおり報告する。

以下では、破産者弁護士法人東京ミネルヴァ法律事務所を「ミネルヴァ」、破産者川島浩を「川島」とそれぞれ表記する。

## 第1 元依頼者への対応

### 1 債権者からの問合せ等への対応

第6回債権者集会において報告したとおり、債権者からの問合せ等については、引き続き従前の破産管財人室の電話番号にて平日の14時～16時の時間帯に受け付けている。

### 2 ホームページでの情報発信

当職が本件破産手続のために開設した破産管財人室のホームページ (<https://iws-kanzai.jp/>) において、破産手続の進行に関する説明やFAQを掲載し随時更新し、引き続き情報開示に努めている。また、同ホームページにおいて、過去6回分の債権者集会の報告書のほか、本件破産手続に関する各種の書式（債権放棄の届出書、事件記録の返還請求書、住所変更の届出書、債権届出の委任状）を掲載し、債権者に利用を案内している。

### 3 預り資料の返還

ミネルヴァや川島が依頼者から預かっていた資料について返還依頼があった場合には、引き続き順次これに対応している。なお、返還請求にあたっては、破産管財人室のホームページに書式を掲載している事件記録の返還請求書を利用するよう案内している。

### 4 一部債権者から提起された訴訟への対応

#### (1) 訴訟の概要等

これまでに報告したとおり、元依頼者の相続人である債権者3名（以下「本件債権者ら」という。なお、代理人は同一である。）から、本件債権者らとミネルヴァとの間で信託契約が成立し、ミネルヴァの預り金口座の預金が信託財産を構成したにもかかわらず、当職が当該預金を解約して破産財団に組み入れたことは不当利得にあたり、当該不当利得返還請求権は財団債権となるとして、合計410万円を支払うよう求める訴訟が福井地方裁判所敦賀支部に提起されていた。

当職としては、本件債権者らの主張は法的に認められるものではない旨を主張するとともに、仮にこれを前提にした場合には、ミネルヴァが元依頼者からの預り金をどの口座で預かっていたかによって得られる配当額に差異が出るなど、元依頼者である債権者相互間に著しい不公平が生じる旨を指摘して、本件債権者らの請求について全面的に争ってきた。

#### (2) 訴訟の経過

この訴訟の経過は第6回債権者集会報告書にて報告したとおりであるが、第一審判決は本件債権者らの請求を棄却し、控訴審も本件債権者らの控訴を棄却した。これに対して、本件債権者らは、令和5年1月7日に最高裁判所に対して上告及び上告受理を申し立てたが、最高裁判所は、令和5年5月31日付で上告を棄却し上告

受理申立てを受理しない旨の決定をした。これにより、本件債権者らの請求を棄却した第一審判決が確定した。

## 第2 その他の管財業務

### 1 第一東京弁護士会との関係

#### (1) ミネルヴァについて

##### ア 懲戒請求について

第一東京弁護士会からのミネルヴァに対する懲戒請求は係属中であり、令和5年2月6日付で、懲戒請求申立事件2件について、第一東京弁護士会は、綱紀委員会による調査の結果、ミネルヴァにつき、懲戒委員会に事案の審査を求めることを相当とする旨の決定をなしたので、今後、懲戒委員会による審査がなされることとなったが、その後、当職への連絡はない。

##### イ 会費免除について

既に報告済みのとおり、第一東京弁護士会においては、以下のとおり、令和4年3月1日開催の臨時会員総会において、「第一東京弁護士会弁護士法人会員会規」の改正等の対応がとられた。

これにより、令和2年7月分以降の会費は、日本弁護士連合会のみならず、第一東京弁護士会についても免除されることとなり、すでに債権調査において認めることとなっている令和2年6月23日（破産手続開始決定日の前日）までの未納会費については破産債権として配当の対象となり、同月24日以降同月30日までの未納会費2,562円については、破産裁判所の許可を得て、令和5年2月24日、第一東京弁護士会に対して財団債権として弁済済みである。

##### ウ 予納金

第一東京弁護士会はミネルヴァの破産手続開始の申立て（債権者申立て）の際に、予納金500万円を納付しており、破産裁判所の許可を得て、令和5年2月24日、申立時の印紙代20,000円、予納郵券6,000円を加えた5,026,000円を第一東京弁護士に対して財団債権として弁済済みである。

#### (2) 刑事告発について

これまでに報告しているとおり、第一東京弁護士会からは、警視庁にミネルヴァ、川島らを弁護士法違反の事実で告発した旨の連絡を受けており、告発を受理した警視庁の担当部署からの捜査協力に対応していたが、先般、東京地方検察庁への送致が受理されないこととなった旨の報告を受けた。

### 2 川島が申し立てた懲戒請求への対応

川島は、LVグループに所属する弁護士法人、司法書士法人等を対象に懲戒請求を行っており、現在も、調査が継続しているようである。

当職は、当職の把握する情報の範囲で各調査に対応している。

### 第3 債権届出・債権調査

#### 1 特別調査期間における債権認否の実施

一般調査期間経過後、依頼者債権者より合計 16 件 19,318,644 円の破産債権届出書が当職宛に送付されており、これらの届出には一般調査期間に届出がなされなかったことにつきやむを得ない事由があると思料されたことから、令和 5 年 8 月 28 日から同月 30 日までを特別調査期間として債権調査を実施した。

特別調査期間における債権調査では、届出債権額のうち 19,318,644 円を一般破産債権として認める旨の認否をし、その余の 60,000 円について認めない旨の認否をした。当職が認める旨の認否をした債権は全て確定した。

#### 2 相続人による債権届出への対応

ミネルヴァの元依頼者である債権者について相続が発生し相続人と思われる者から債権届出がなされているケースや、過払金返還請求権を有していた者の相続人からミネルヴァが受任していたケースが一定数あり、これまで債権届出があったものの中でこれに該当するケースとして把握しているものは 109 件である（第 6 回債権者集会後に新たに 1 件が判明した）。

当職は、届出債権者に書面で順次連絡し、相続関係を明らかにする戸籍謄本等の提出、相続人が複数いる場合には債権届出をした相続人が配当金を受領する権限があることを示す資料（他の相続人からの委任状、遺産分割協議書など）の提出を求めてきた。また、当職においてもミネルヴァが元依頼者から預かっていた資料等で相続関係の把握や届出債権者の配当金受領権限の確認に努めてきたが、現在でも、一部の債権者については相続関係の把握等ができていない。

最後配当の実施にあたっては、これらの債権者については、配当金全額を供託する（相続関係が判明しなかった場合）、又は、届出債権者には法定相続分のみを配当してその余は供託する（相続関係は判明したが届出債権者による配当金受領権限が確認できなかった場合）という対応を取る予定である。

#### 3 債権査定手続

本破産事件に関しては、一部の債権者より破産債権査定の申し立てがなされていた。申し立てのあった件数は、当初、ミネルヴァの破産事件について 27 件、川島の破産事件について 24 件であり、その後、ミネルヴァ・川島の破産事件とも 7 件の取下げがあった。査定事件は、主に元依頼者からのもので、その内容は主としてミネルヴァに委任契約上の善管注意義務違反があったことなどを理由として、破産債権額は当職が認める額よりも多いはずだというものであった。当職は、ミネルヴァに残されていた顧客管理システムのデータやミネルヴァのサーバ内のデータを元に、準備書面を提出するなどして、これらの査定申し立てに対する対応を行った。

前回の第 6 回債権者集会時点において、ミネルヴァの破産事件について 14 件、川島の破産事件について 13 件の査定事件が係属していたが、その後、裁判所よりミネ

ルヴァについて 12 件、川島について 12 件の査定決定がなされた。その内容はいずれも当職の認める額を査定額とするものであった。かかる査定決定に対する不服申立てはなく、当該債権者らの破産債権額は確定した。

残るミネルヴァについての査定事件 2 件、川島についての査定事件 1 件は、他の査定事件とは異なり、ミネルヴァに残されていた顧客管理システムのデータやミネルヴァのサーバ内のデータ上、案件処理の経過の記録が不十分であり、ミネルヴァにおいていかなる案件処理がなされたのか不明確であって、債権者の主張が認められる可能性が一定程度存した。そこで、当職はこれらについて、債権者代理人と協議の上、裁判所の許可を受けて、当職の認める額と債権者の主張する額の中庸値を破産債権額とする和解を行った。

以上の経過により、債権査定事件は全て終了した。

**表 1 債権査定事件の状況**

ミネルヴァの破産事件  
(当初申立て・取下げの状況)

	種別	件数	①債権者の査定申立額	②当職の認めた額
当初申立て	元依頼者	23	51,237,701	28,813,396
	LVグループ	4	2,580,491,144	0
	その他	0	-	-
申立後取下げ	元依頼者	-3	-659,471	-217,000
	LVグループ	-4	-2,580,491,144	0
	その他	0	-	-
合計		20	50,578,230	28,596,396
			差額 (①-②)	21,981,834

(査定事件の結果)

	件数	①債権者の査定申立額	②当職の認めた額	③査定額/和解額
A 査定決定	18	41,268,263	22,175,000	22,175,000
B 和解	2	9,309,967	6,421,396	7,865,682
合計 (A+B)	20	50,578,230	28,596,396	30,040,682
			差額 (①合計-②合計)	21,981,834
			差額 (③合計-②合計)	1,444,286

川島の破産事件

(当初申立て・取下げの状況)

	種別	件数	①債権者の査定申立額	②当職の認めた額
当初申立て	元依頼者	19	40,010,865	24,003,396
	LVグループ	4	2,580,491,144	0
	その他	1	1,620,000	0
申立後取下げ	元依頼者	-3	-659,471	-217,000
	LVグループ	-4	-2,580,491,144	0
	その他	0	-	-
合計		17	40,971,394	23,786,396
差額 (①-②)				17,184,998

(査定事件の結果)

	件数	①債権者の査定申立額	②当職の認めた額	③査定額/和解額
A 査定決定	16	32,221,427	17,575,000	17,575,000
B 和解	1	8,749,967	6,211,396	7,480,682
合計 (A+B)	17	40,971,394	23,786,396	25,055,682
差額 (①合計-②合計)				17,184,998
差額 (③合計-②合計)				1,269,286

#### 4 停止条件付破産債権者への対応

第2回債権者集会にて報告したとおり、当職は、①ミネルヴァから檜塚事務所に委任契約が引き継がれた依頼者のうち、②令和2年4月1日以降にミネルヴァが着手金を計上していた者については、③その後に同依頼者と同事務所との間の委任契約が途中で終了したことを停止条件として、同依頼者の同着手金額を破産債権として認めることとしている。

もっとも当職としては、依頼者から連絡がなければ、原則として停止条件の成就の事実（契約の中途終了の事実）を知り得ない。そこで当職は、檜塚事務所に対して停止条件の成就の有無を尋ねるとともに、第6回債権者集会以降、停止条件の成就の有無が判明しなかった546名の届出債権者に対し、停止条件の成就の有無を尋ねる書簡を送付した（なお第6回債権者集会報告書において554名の債権者に送付予定だと述べたが、その後の変動分を織り込み、最終的に上記人数について書簡を送付した）。しかし、このうち76名については、宛先不明で書簡が返送された。また、中途解約したことを確認できる資料の返送のあった依頼者は、5名のみであった。

破産法上、停止条件付債権の債権者は、最後配当に関する除斥期間内に条件が成就していなければ、最後配当の手續に参加することができない（198条2項）。当職としては、今後、かかる定めに基づき、上記の停止条件付債権者のうち、同除斥期間内に

条件成就の連絡と証憑を提出した者に限って、最後配当の対象とする予定である。

## 5 債権認否の状況

上記の特別調査及び債権査定手続等の結果を反映した債権認否の状況は下表のとおりである。

表 1 債権認否結果概要

破産者川島浩に対する破産債権	普通破産債権	届出破産債権		認めた破産債権	認めなかった破産債権
		件数	金額	金額	金額
		7	5,162,970	3,542,970	1,620,000
破産者弁護士法人東京ミネルヴァ法律事務所と破産者川島浩に対する債権	普通破産債権	届出破産債権		認めた破産債権	認めなかった破産債権
		件数	金額	金額	金額
		13	1,658,198	1,653,478	4,720
	依頼者債権者 (定型書式)	届出破産債権		認めた破産債権	認めなかった破産債権
		件数	金額	金額	金額
		3,086	3,006,792,616	2,977,045,264	29,747,352
	依頼者債権者 (非定型書式)	届出破産債権		認めた破産債権	認めなかった破産債権
		件数	金額	金額	金額
	17	27,983,460	12,020,500	15,962,960	
依頼者債権者 (停止条件付)	届出破産債権		認めた破産債権	認めなかった破産債権	
	件数	金額	金額	金額	
	914	58,305,175	51,842,404	6,462,771	
破産債権集計		届出破産債権		認めた破産債権	認めなかった破産債権
		件数	金額	金額	金額
破産者川島浩に対する破産債権合計		4,037	3,099,902,419	3,046,104,616	53,797,803
破産者東京ミネルヴァに対する破産債権合計		4,030	3,094,739,449	3,042,561,646	52,177,803

## 第4 財団債権

### 1 ミネルヴァについて

#### (1) 公租公課

公租公課については下表のとおり 5 件合計 7,629,466 円の交付要求等がなされている。

表 2 公租公課一覧 (ミネルヴァ)

No.	債権者名	合計
1	東京労働局	775,889
2	日本年金機構 港金事務所	1,956,130
3	芝税務署	3,517,183
4	佐久市役所	1,372,164
5	柏市役所	8,100
	合計	7,629,466

#### (2) その他

継続的契約(解除済み)に基づき発生した財団債権 243,642 円が存在する。また、令和 2 年 6 月 24 日以降同月 30 日までの第一東京弁護士会及び日本弁護士連合会

の未納会費 2,562 円及び予納金等 5,026,000 円については財団債権として弁済済みである。

## 2 川島について

### (1) 公租公課

公租公課については下表のとおり 1 件 1,532,800 円の交付要求等がなされている。

表 3 公租公課一覧 (川島)

No.	債権者名	金額
1	中野区役所	1,532,800

### (2) その他

継続的契約 (解除済み) に基づき発生した財団債権 13,200 円が存在する。

## 第5 現在の財団の状況

### 1 ミネルヴァについて

#### (1) 財産目録

ミネルヴァの破産手続開始決定日現在の財産目録は、資料 1・財産目録のとおりである。なお、「資産の部」については、第 6 回債権者集会における報告以降変更はない。

#### (2) 収支計算書

ミネルヴァの破産手続開始決定以降、令和 5 年 9 月 30 日までの現金の収支は、資料 3・収支計算書記載のとおりであり、第 6 回債権者集会における報告以降の収入支出の明細は以下のとおりである。

##### ア 収入の部

###### ① 預金利息 (No.5)

破産管財人口座の預金利息 9,242 円の収入を得た。以上より、預金利息は合計 28,756 円となった。

###### ② 雑収入 (No.10)

ミネルヴァが債権者となっている債務者 (個人再生手続中) にかかる再生計画に基づく弁済金 23,600 円の収入を得た。以上より、雑収入は合計 1,159,390 円となった。

##### イ 支出の部

###### ① 通信費 (No.3)

送金手数料 6,732 円、プロバイダ料金 11,264 円及び通知等の郵送料 370 円の合計 18,366 円を支出した。以上より、通信費は合計 1,526,223 円となった。



② 電話料金 (No.7)

債権者からの問い合わせ等の対応にかかる電話料金合計 69,964 円を支出した(令和 5 年 2 月ないし令和 5 年 9 月支払分)。以上より、電話料金は合計 533,731 円となった。

③ 倉庫費用 (No.8)

資料保管のための倉庫費用合計 170,145 円を支出した(令和 5 年 2 月ないし令和 5 年 9 月支払分)。以上より、倉庫費用は合計 719,043 円となった。

④ システム利用料 (No.10)

顧客管理システムの保守料金合計 761,200 円(令和 5 年 2 月ないし令和 5 年 9 月支払分)を支出した。以上より、システム利用料は合計 3,996,850 円となった。

⑤ 補助者費用 (No.12)

ミネルヴァの決算及び確定申告手続等を行った公認会計士に対する報酬 498,950 円を支出した。以上より、補助者費用は合計 27,282,744 円となった。

⑥ 事務用品費 (No.13)

複合機のパフォーマンスチャージ料 9,474 円及び債権者発送用封筒の印刷代金 42,900 円の合計 52,374 円を支出した。以上より、事務用品費は合計 582,502 円となった。

⑦ ホームページ関連費用 (No.14)

破産管財人ホームページ作成・更新費用として 42,900 円を支出した。以上より、ホームページ関連費用は合計 382,800 円となった。

⑧ 公租公課 (No.16)

第 3 期清算事業年度の税務申告に基づく法人住民税 70,000 円及び令和 2 年から令和 5 年までの間に公認会計士に対して支払った報酬にかかる源泉所得税 561,550 円の合計 631,550 円を支出した。以上より、公租公課は合計 13,198,950 円となった。

⑨ 破産管財人報酬 (No.22)

破産管財人報酬として 30,000,000 円を支出した。以上より、破産管財人報酬は合計 45,000,000 円となった。

⑩ 官報公告費 (No.23)

特別調査期間における債権調査のための官報公告費 4,103 円を支出した。

⑪ 破産予納金等返還 (No.24)

第一東京弁護士会に対して、ミネルヴァの破産手続開始の申立て(債権者申立て)にかかる予納金 5,000,000 円、申立時の印紙代 20,000 円及び予納郵券 6,000 円を加えた 5,026,000 円を弁済した。

⑫ 未払弁護士会会費 (No.25)

第一東京弁護士会に対して、令和 2 年 6 月 24 日以降同月 30 日までの未納会費 2,562 円を弁済した。

## 2 川島について

### (1) 財産目録

川島の破産手続開始決定日現在の財産目録は、資料 4・財産目録のとおりである。なお、「資産の部」については、第 6 回債権者集会における報告以降変更はない。

### (2) 収支計算書

川島の破産手続開始決定以降令和 5 年 9 月 30 日までの現金の収支は、資料 5・収支計算書記載のとおりであり、第 6 回債権者集会における報告以降の収入支出の明細は以下のとおりである。

#### ア 収入の部

① 預金利息 (No.4)

破産管財人口座の預金利息 96 円の収入を得た。以上より、預金利息は合計 297 円となった。

② 郵券売却代金 (No.7)

株式会社 P-CUBE に対する否認請求事件において予納していた郵券が返却されたためこれを売却し、1,099 円の収入を得た。

#### イ 支出の部

① 支払手数料 (No.2)

登記情報の取得費用として 332 円を支出した。以上より、支払手数料は合計 4,002 円となった。

② 通信費 (No.3)

通知等の郵送料として 5,190 円を支出した。以上より、通信費は合計 21,124 円となった。

③ 官報公告費 (No.5)

特別調査期間における債権調査のための官報公告費 4,103 円を支出した。

## 第 6 最後配当の実施

今後、破産裁判所の許可を取得したうえで、最後配当の手続を実施することとしたい。最後配当を実施するためには、破産法上、①官報にて公告し法定の期間が満了すること、②配当額確定の通知を債権者に送付することが必要であるが、配当が実施されることを早期に周知すべく、①の手続と並行して配当通知を全ての債権者に送付する予定である。

また、配当通知に際しては、配当金の振込先口座を記載する書面（振込送金依頼書）を同封する予定である。債権者各位におかれては、配当通知に記載する期限までに振込

送金依頼書をご返送いただくようお願いしたい。

配当金の送金時期は未定であるが、多数の債権者に対する通知及び配当を実施することから、配当金の送金には相応の期間が必要となる。なお、振込送金依頼書が期限までに返送されない場合には、配当金を法務局に供託することになる。

## 第7 免責調査

川島の免責については、破産法第 252 条 1 項 2 号の免責不許可事由が認められる。ただし、裁量により免責することは不相当とは言えないものと思料する。

## 第8 今後の管財業務

### 1 最後配当の実施

第 6 に記載のとおり、最後配当を実施する予定である。

### 2 川島が申し立てた懲戒請求への対応

第 2 の 2 記載のとおり、川島は、LV グループに所属する弁護士法人、司法書士法人等を対象に懲戒請求を行っており、現時点においても、調査が継続しているようなので、今後も可能な範囲で協力する予定である。

### 3 日弁連被害者見舞金制度への対応

第 1 回債権者集会の報告書に記載したとおり、配当実施後に手続がなされる見込みであり、適宜対応する。

### 4 停止条件付破産債権者への対応

停止条件付債権の破産債権者（上記第 3・4 参照）のうち、停止条件の成就（檜塚事務所との委任契約の中途終了）を示す資料の提出のあった者については、最後配当に加入する処理を行う。また、債権者からの問合せがあればこれに対応する。

以上

添付資料

- 1 財産目録（ミネルヴァ）
- 2 破産貸借対照表（ミネルヴァ）
- 3 収支計算書（ミネルヴァ）

開始決定日＝令和2年6月24日現在  
(単位:円)

財産目録  
(第7回債権者集会)

資産の部

No.	科 目	簿価(R2.3.31時点)	換価金額	備 考
1	現金	321,167	5,040,981	引継ぎ予納金
2	預金	790,303,629	476,401,893	換価済み
3	売掛金	847,439,668	0	依頼者に対するもので、回収しない予定
4	仮払金	17,277,277	0	破産者川島浩に対するものであり回収困難
5	預け金	177,908	226,196	裁判所に対する予納金等を回収済み
6	建物	315,414,503	34,545,455	佐久物件・売却済み
7	土地	51,560,000	40,000,000	佐久物件・売却済み
8	什器備品	5,166,524	0	換価価値なし
9	営業権	129,585,170	0	事業譲渡を受けた法律事務所の営業権であり、換価価値なし
10	ソフトウェア	5,592,124	0	換価価値なし
11	差入保証金	20,000	0	佐久物件のセキュリティ契約に伴う差し入れ保証金。中途解約により没収され不存在。
12	更新料	1570835	0	換価価値なし
合計		2,164,428,805	556,214,525	

負債の部

No.	科 目	件数	金額	認める債権額	認めない債権額
1	財団債権(公租公課)	5	7,629,466		
2	財団債権(労働債権)	0	0		
3	財団債権(その他)	6	243,642		
4	優先的破産債権(公租公課)	0	0		
5	優先的破産債権(労働債権)	0	0		
6	普通破産債権 (依頼者・通常)	3,089	3,015,572,432	2,969,922,120	45,650,312
7	普通破産債権 (依頼者・停止条件付)	912	58,190,175	51,727,404	6,462,771
8	普通破産債権(一般)	13	1,658,198	1,653,478	4,720
9	【特別調査】普通破産債権 (依頼者・通常)	14	19,203,644	19,143,644	60,000
10	【特別調査】普通破産債権 (依頼者・停止条件付)	2	115,000	115,000	0
合計		4,041	3,102,612,557	3,042,561,646	52,177,803

開始決定日＝令和2年6月24日現在  
(単位:円)

破産貸借対照表  
(第7回債権者集会)

資産の部			負債の部		
No.	科 目	換価金額	No.	科 目	金額
1	現金	5,040,981	1	財団債権(公租公課)	7,629,466
2	預金	476,401,893	2	財団債権(労働債権)	0
3	売掛金	0	3	財団債権(その他)	243,642
4	仮払金	0	4	優先的破産債権(公租公課)	0
5	預け金	226,196	5	優先的破産債権(労働債権)	0
6	建物	34,545,455	6	普通破産債権(依頼者・通常)	2,969,922,120
7	土地	40,000,000	7	普通破産債権(依頼者・停止条件付)	51,727,404
8	什器備品	0	8	普通破産債権(一般)	1,653,478
9	営業権	0	9	【特別調査】普通破産債権(依頼者・通常)	19,143,644
10	ソフトウェア	0	10	【特別調査】普通破産債権(依頼者・停止条件付)	115,000
11	差入保証金	0			
12	更新料	0			
	合計	556,214,525		合計	3,050,434,754

差引資産不足額(資産の部合計-負債の部合計)

-2,494,220,229

収支計算書  
(第7回債権者集会)

収入の部		
No.	科目	金額
1	予納金	4,985,214
2	引継現金	55,767
3	預金	476,401,893
4	精算金	577,914,390
5	預金利息	28,756
6	有価証券	13,150
7	還付金	226,196
8	動産売却代金	1,102,600
9	不動産売却代金	74,545,455
10	雑収入	1,159,390
11	預り消費税	3,454,545
12	預り固都税	687,552
13	郵券売却代金	5,038
14	和解金	50,000,000
15	保険解約返戻金	17,990
16	返還保証金	596,700
	合 計	1,191,194,636

支出の部		
No.	科目	金額
1	保証金	1,326,000
2	賃料	9,797,607
3	通信費	1,526,223
4	仲介手数料	2,769,099
5	保険料	39,640
6	電気料金	42,908
7	電話料金	533,731
8	倉庫費用	719,043
9	管財事務費	412,366
10	システム利用料	3,996,850
11	廃棄費用	3,047
12	補助者費用	27,282,744
13	事務用品費	582,502
14	ホームページ関連費用	382,800
15	管財人室開設費用	2,424,675
16	公租公課	13,198,950
17	支払手数料	23,067
18	旅費交通費	144,272
19	下水道料金	2,740
20	業務委託費	1,304,872
21	器具備品	1,191,740
22	破産管財人報酬	45,000,000
23	官報公告費	8,919
24	破産予納金等返還	5,026,000
25	未払弁護士会費	2,562
	合 計	117,742,357

差引	1,073,452,279
----	---------------